

入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人機密情報抹消事業者協会(以下「協会」という。)の定款第7条の規定に基づき、協会の入会金及び会費に関し必要な事項を定めるものである。

(会費)

第2条 協議会の正会員、賛助会員及びユーザー会員の入会金及び年会費は、つぎのとおりとする。

(1) 正会員

入会金	100,000円	年会費	96,000円
-----	----------	-----	---------

(2) 賛助会員

入会金	60,000円	年会費	48,000円
-----	---------	-----	---------

(3) ユーザー会員

入会金	無料	年会費	無料
-----	----	-----	----

2 年度途中で入会した会員は、月割計算で算出した会費を定められた期日までに納入するものとする。

(納入方法)

第3条 入会しようとする者は、請求により前条の会費を指定された口座に振り込むものとする。

(規程の改定等)

第4条 この規程の改定又は廃止は、社員総会の議決を得て理事長が行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2015年8月5日から施行する。

2 この規程は、2016年7月1日から施行する。

3 この規程は、2020年7月1日から施行する。